

議案第205号

さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例

さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(家賃の決定) 第17条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第2条に規定する方法により、市長が定める。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第42条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。	(家賃の決定) 第17条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第2条に規定する方法により、市長が定める。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第42条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。
2 [略]	2 [略]
3 市長は、 <u>公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者その他の規則で定める者に該当する者に限る。第35条第2項において同じ。）が、次条第1項の規定により収入の申告をすること及び第42条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条に規定する方法により、第42条第1項の規定による書類の</u>	

閲覧の請求その他の規則で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

4 [略]

5 [略]

(収入の申告等)

第18条 入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。ただし、前条第3項の規定により家賃を定める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。前条第3項の規定により把握した収入の額についても同様とする。

3 [略]

(収入超過者の認定等)

第33条 市長は、次の各号に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者の第18条第2項の規定により認定された収入が当該各号に掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

(1) 公営住宅 第6条第1項第2号アからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれ同号アからカまでに掲げる金額

(2) [略]

2 [略]

(公営住宅に係る収入超過者の家賃)

第35条 [略]

2 市長は、公営住宅の入居者が収入超過者に該当する場合において、第18条第1項の規定により収入の申告をすること及び第42条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、第17条第3項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により、第42条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の規則で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

3 第19条(第1号を除く。)、第20条及び第21条の規定は、前2項の家賃について準用する。

3 [略]

4 [略]

(収入の申告等)

第18条 入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 [略]

(収入超過者の認定等)

第33条 市長は、次の各号に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者の第18条第2項の規定により認定された収入が当該各号に掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

(1) 公営住宅 第6条第1項第2号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額

(2) [略]

2 [略]

(公営住宅に係る収入超過者の家賃)

第35条 [略]

2 第19条(第1号を除く。)、第20条及び第21条の規定は、前項の家賃について準用する。

(高額所得者の家賃等)

第39条 高額所得者が当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第17条第1項及び第3項並びに第35条第1項及び第2項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 [略]

(公営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

第45条 市長は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項若しくは第3項、第35条第1項若しくは第2項又は第39条第1項の規定にかかわらず、令第12条に規定する方法により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(高額所得者の家賃等)

第39条 高額所得者が当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第17条第1項及び第35条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2・3 [略]

(公営住宅建替事業等に係る家賃の特例)

第45条 市長は、法第40条第1項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第35条第1項又は第39条第1項の規定にかかわらず、令第11条で規定する方法により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間におけるこの条例による改正後のさいたま市市営住宅条例第17条第3項の規定の適用については、同項中「第5条の2第1項」とあるのは、「第5条の2」とする。